

お知らせ

交通事故無料相談

◎相談日（電話相談可）

月曜日～金曜日

午前9時～正午

午後1時～5時

◎弁護士相談日

毎月第2・4木曜日

午後1時～（面談・要予約）

◎詳しい問い合わせは

日本損害保険協会 鹿児島自動車保険請求相談センター

鹿児島市中央町12-1

明治生命西鹿児島ビル5階

TEL 099-252-3466

児童手当が小学3年生まで拡大されました

I【児童手当について】

●平成16年4月1日から、児童手当支給対象年齢が小学校3年生終了前まで拡大されました。

1 支給対象

児童手当は、9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給されます。

2 手続き方法

出生・転入等により新たに受給資格が生じた場合は、役場福祉保健課へ次の書類を添え、認定請求の続きをしてください。（公務

員の場合は勤務先に提出）

①健康保険証（請求者が社会保険の場合）

②所得額証明書（その年の1月1日に町外に住所があった場合）

③請求者の通帳の写し

3 支給額（月額）

第1子 5,000円

第2子 5,000円

第3子以降 10,000円

4 所得による支給の制限

前年の所得が一定額以上の場合には、手当は支給されません。

5 支払時期

毎年2月・6月・10月にそれぞれの前月分まで支給されます。

II【児童扶養手当について】

1 支給対象

手当を受けることができる人は、父母が婚姻を解消したり、父親が一定の障害の状態にある、18歳未満の児童（心身に障害がある場合は20歳未満）を監護している母親または、母親にかわってその児童を養育している人です。

ただし、老齢福祉年金以外の公的年金を受けている人には、手当は支給されません。

2 手続き方法

手当を受けるには、次の書類を揃え、役場福祉保健課で請求の続きをしてください。

①戸籍謄本（本人と児童が記載されているもの）

②住民票謄本（世帯全員分）

③口座証明書

④所得額証明書

⑤その他必要書類

※書類は役場福祉保健課に準備してあります。

3 手当の金額（月額）

1人 41,880円

児童が2人の場合は1人目に、5,000円加算、3人目以降は、さらに3,000円ずつ加算。

4 所得による支給の制限

前年の所得により手当の全部または一部が支給できないことがあります。

5 手当の支払日

4月11日・8月11日・12月11日

※支払日が、土・日または祭日のときは、繰り上げて支給されます。

III【特別児童扶養手当について】

1 支給対象

手当を受けることができる人は、身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母または、父母にかわって児童を養育している人です。

ただし、障害を理由に公的年金を受けられる児童は対象になりません。

2 手続き方法

手当を受けるには、次の書類を揃え、役場福祉保健課で請求の続きをしてください。

揃え、役場福祉保健課で請求の手続きをしてください。

①戸籍謄本（請求者と対象児童）

②住民票（世帯全員分）

③診断書（身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方で診断書を省略できる場合があります。）

④その他必要書類

※書類は役場福祉保健課に準備してあります。

3 手当の金額（月額）

1級該当 50,900円

2級該当 33,900円

4 所得による支給の制限

前年の所得により手当が支給されないことがあります。

5 手当の支払日

4月11日・8月11日・11月11日

※支払日が、土・日または祭日のときは、繰り上げて支給されます。

【問い合わせ先】

大崎町役場福祉保健課児童係まで

TEL 76-11111

（内線 142-145）

事業主のみなさん
労働保険の加入手続きはお済みですか？

労災保険は、労働者が業務上の事由または通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは、不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必

要な保険給付を行うものです。

雇用保険は、労働者が失業した場合および労働者についての雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活および雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

また、労働保険の加入手続きをとられていない事業主の方は、今すぐ最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へ加入手続きをしましょう。

また、労働保険事務組合（商工会など）への事務委託制度もありますので、お気軽におたずねください。

【問い合わせ先】

大隅公共職業安定所志布志出張所

（ハローワークしづし）

TEL 0994-72-0047

志布志労働基準監督署

TEL 0994-72-0226

『クレジット・サラ金 110番』の開催

鹿児島県司法書士会は、次の要領で『クレジット・サラ金110番』を開催します。

クレジット・サラ金等の返済でお困りの方は、ご相談ください。

なお、面談相談を希望される方は、あらかじめ予約をお願いします。

●主催 鹿児島県司法書士会

●日時 10月30日（土）

午前10時～午後6時

16